

## 入学料免除申請必要書類一覧

1. 申請に際して、必要となる書類は次のとおりです。

確認欄に該当者の続柄を記入するなどして、必要な書類を確かめてください。

なお、家庭の状況を明らかにするため、一覧にない書類の提出を求めることがあります。

2. 書類はすべて令和6年10月1日現在の状況を基準にそろえてください。

3. **マイナンバーの記載がないものを提出してください。**

4. **必要書類に「写」とあるものは、A4判の用紙にコピーして提出してください。**

原本がA4判より小さい場合であっても、拡大する必要はありません。

また、複数の書類を1枚の用紙にまとめてコピーしても構いません。

5. 提出書類は返却しません。必要書類に「写」とあるものについては、原本を提出しないでください。

6. 令和6年度後期分授業料免除（令和6年能登半島地震）への申請を予定している者は、

**☆印の書類（2点）以外の書類について提出を省略することができます。**

ただし、授業料免除の申請をしないこととなった場合は、速やかに学生支援課奨学支援係へ申し出て、

省略した必要書類を提出してください。**提出がない場合は書類不備とし、「不許可」と判定します。**

7. 入学料免除の申請のために提出していただく各種書類の個人情報は適切に管理し、法令に基づく場合を除き、  
入学料免除及び授業料免除等（申請者のみ）以外の目的のために利用又は提供することはありません。

### I 全員が提出する書類

確認欄	証明書等	備考
★	入学料免除申請書	申請者及び学資負担者が連署すること。
	家庭調書	全3ページ。申請者自身が記入すること。 ※留学生は日本在住の家族についてのみ記入してください。
★	入学料免除提出書類確認票	
	世帯全員分の 令和6年度「所得証明書」 (令和5年分) (写不可)	令和6年1月1日在住していた市区町村役場で発行を 受けてください。 ※無職であっても必要。ただし、次の家族の分は提出不要。 ①申請者本人（独立生計者は本人についても必要） ②就学中の兄弟 ③未就学児 ④令和6年1月1日時点で就学中であった兄弟
	「罹災証明書」の写	「準半壊」、「一部損壊」は特別措置の対象とはなりません。
	「罹災額が確認できる書類」の写	罹災額（居宅の修繕解体費など）が発生している場合、 その金額が確認できる書類を提出してください。 (確定申告書の雑損控除写、居宅修繕の領収書写など)

### II 世帯に該当者がいる場合に提出する書類（所得関係）

※（証明書1～7）は「本学ホームページ>学生生活・就職>学費・経済支援制度>学費>入学料免除及び徵収猶予制度」からダウンロードできます。

確認欄	区分	証明書等	発行所、備考
	1 給与所得のあるもの (アルバイトを含む)		
申請者本人の所得については、家庭調書に記載した令和6年10月現在の平均月収が8万円以上の場合に給与所得に関する書類が必要です（平均月収が8万円未満の場合は不要）。			
	前年（令和5年）1月1日以前から 継続して勤務しているもの ※再雇用を含む	令和5年分「給与所得の源泉徴収票」の写	勤務先
	前年（令和5年）1月2日以降に就 職・転職したもの	「給与支払（見込）証明書」（証明書1） ※本学指定様式（証明書1）を使用すること。	勤務先から証明を受けたもの

確認欄	区分	証明書等	発行所、備考
2 年金受給者			日本年金機構、共済組合等
令和5年1月1日以前から「老齢（退職）年金等」の給付を受けているもの	令和5年分「公的年金等の源泉徴収票」の写		※要確認 「年金決定通知書・年金額変更通知書」が届いた方は必ず提出してください。年金額の増減、支給停止もしくは支給停止解除等を確認します。
令和5年1月1日以前から「障害年金、遺族年金等」の給付を受けているもの	「年金振込通知書」又は「年金支払通知書」の写（いざれも、令和6年10月時点の振込額が記載されている最新のもの）		
令和5年1月2日以降に年金の給付が始まったもの	「年金証書」の写		
3 給与・年金以外の所得（営業、農業、不動産、配当等の所得）があるもの			
前年（令和5年）以前から継続して所得があるもの	「令和5年分の所得税の確定申告書（第一表・第二表）」の写又は「令和6年度市区町村民税・都道府県民税申告書」の両面の写（令和6年3月15日期限申告のもの） ※申告分離課税制度を利用した場合は、分離用（第三表）と付表・計算書などの写しも提出のこと。		税務署又は市区町村役場へ提出した控の写。 収入金額から必要経費を引いた所得金額がマイナスの場合でも提出すること。
令和6年以降に開業・起業したもの	「収支内訳（見込）申告書」（証明書2）		確定申告等の証明書が得られない場合に、証明書2で申告する。
4 内職の収入があるもの	令和5年中に内職で得た収入の「証明書」		内職委託業者 証明書が得られない場合は、内職者本人の「申立書」
5 令和5年10月以降に臨時所得があったもの			
家計支持者又は同居している者が死亡した場合	「死亡保険金支払額証明書」の写及び「退職金支給額証明書」の写		保険金は保険会社 退職金は勤務先 資産譲渡は確定申告書第三表
退職金	「退職金支給額証明書」の写		
その他（資産譲渡、満期保険金等）	「金額・支払日が記載されている書類」の写		支払日が記載されているかを確認  ※支払日が記載されていない場合は「通帳の写」を提出すること

## III 世帯に該当者がいる場合に提出する書類（所得関係以外）

確認欄	区分	証明書等	発行所、備考
6 就学者がいる世帯			
新潟大学在学者	「授業料免除証明書」（写不可） ※令和6年度入学者は「在学証明書」（写不可）		新潟大学在学者の「授業料免除証明書」は証明書自動発行機から発行すること。
新潟大学以外の国立大学（短大、大学院、専攻科、別科を含む。）、高専の在学者	「授業料免除証明書」（証明書3） ※令和6年度入学者は「在学証明書」（写不可）でも可		兄弟姉妹等が令和6年4月に入学する場合は4月1日以降に証明を受けたものに限る。
公・私立の大学、高専、専修学校の在学者	「在学証明書」（写不可）		
小・中・高校在学者	（証明書不要）		
7 無職の人			
失業保険受給者	「雇用保険受給資格者証」の写（表・裏の両面）		予備校生、農業大学校生、防衛大学校生は在学証明書でよい。
60歳以上の老齢年金受給者	※ II 2参照すること		無職無収入であっても、令和6年度「所得証明書」（令和5年分）は必要（「I 全員が提出する書類」を参照）
農業従事、自営業手伝い	（証明書不要）		
いざれも該当しない人	「無職申立書」（証明書4）及び「健康保険被保険者証」の写 ※健康保険被保険者証の有効期限（令和6年10月1日現在で有効であること）を確認すること。		

	8 傷病手当金受給者	「傷病手当金通知書」の写及び 「給与支払(見込)証明書」(証明書1)	健康保険組合等 勤務先
確認欄	区分	証明書等	発行所、備考
	9 主たる家計支持者が無職 又は世帯収入が年間100万 円未満の場合	「経済生活状況申告書(日本人学生用)」 (証明書5)	
	10 生活保護受給世帯	「保護決定(変更)通知書」の写 (最新の受給額が記載されているもの)	福祉事務所
	11 母子・父子世帯		
	児童扶養手当受給世帯	「児童扶養手当証書」の写 (手当月額の記載のあるもの、有効期限を確認すること。)	市区町村又は都道府 県
	児童扶養手当、遺族年金の受給 がなく、所得証明書・源泉徴収票 等に寡婦(夫)控除又はひとり親 控除の記載がない場合	次のうちいずれか一点 ①「母子・父子家庭証明書」(証明書6) ②「戸籍全部事項証明書」	市区町村役場 ※母子・父子家庭証明書に ついては、民生委員又は町 内会長の証明を受けること
	12 障害者のいる世帯	次のうちいずれか一点 ①「障害者手帳」の写 ②「障害年金振込通知書」の写 ③「介護保険被保険者証(要介護5)」の写 ④ 医師等の「診断書」「証明書」(写不可)	市区町村役場 日本年金機構 医療機関 等
	13 長期療養者がいる世帯で、 長期療養者にかかる医療費 を支払っている世帯	医師等の「診断書」(写不可)及びその治療にか かる直近月の医療費の「領収書」の写  ※1 診断書には、「いつ頃から発病したか」「現 在の症状」「今後の治療の見通し」「治療を行う診療 科」の4点について記載を受けること。 ※2 定期的に負担している医療費が対象となります。 ※3 「治療に關係しない費用」は控除の対象とはなり ません。	長期療養者とは、令和6 年10月時点で6ヶ月以 上にわたる期間療養中 の者又は療養を必要と 医師に認められた者を いう。
	14 主たる家計支持者が単身赴 任等で別居している世帯	直近月分の「電気代」「ガス代」「水道代」「住居 費」の「領収書」の写 ※請求書や使用量のお知らせは不可 ※就学者(学生)の別居は対象ではありません。	住居費が給与天引きの 場合は最近の給与明細 の写。住居手当がある 場合は、手当額がわかつ るものも提出。
	15 過去1年以内に地震・火災・ 風水害等による被害を受け、 将来も長期(2年)にわたり 収入減又は支出増が見込 まれる場合	「罹災証明書」及び「罹災額が確認できる書類」 の写 (確定申告時に添付した雑損控除の写等)	消防署又は市区町村 役場
	16 過去1年以内に盗難による 被害を受け、将来も長期(2 年)にわたり収入減又は支 出増が見込まれる場合	「盜難届出証明書」及び「被害額が確認できる書 類」の写 (確定申告時に添付した雑損控除の写等)	警察署又は市区町村 役場
	17 令和5年10月以降に主た る家計支持者が死亡した 世帯	「死亡診断書」の写	医療機関等

## IV その他

確認欄	区分	証明書等
	18 申請者本人が独立生計者として申請する場合	<p>上のⅠ～Ⅲに掲げる書類に加えて、<b>世帯全員分の</b>            ①「<b>健康保険被保険者証</b>」の写            ②「<b>住民票</b>」(写不可)（世帯全員のもので、世帯主の省略のないもの）            （マイナンバーの記載がないもの）</p> <p>独立生計者として申請するには、令和6年10月1日現在において次のア～ウのすべてに該当していることが条件となります。（記入要領-1のⅡの6を参照のこと。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 父母等の扶養親族でない者</li> <li>イ. 父母等と別居している者</li> <li>ウ. 本人又は配偶者に年間150万円以上の収入があり（以下の（1）～（3）のいずれかに該当する者）、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者           <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）前年1月1日以前から令和6年10月1日時点において継続して勤務している場合： ⇒前年の給与収入が150万円以上ある。</li> <li>（2）前年1月2日以降に就職・転職し令和6年10月1日時点において勤務している場合： ⇒「直近3ヶ月の給与支払金額÷3×12年間賞与額」が150万円以上ある。</li> <li>（3）自営業・農業等の場合：確定申告書等で年間150万円以上の所得がある。</li> </ul> </li> </ul> <p>※令和6年9月30日までに退職し、令和6年10月1日時点で勤務していない場合は、無職の扱いとなり独立生計者の条件を満たしません。</p>
	19 私費外国人留学生	<p>上のⅠに掲げる書類に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「<b>経済生活状況申告書（留学生用）</b>」（証明書7）            ※指導教員が記載する箇所があります。</li> <li>②「<b>健康保険被保険者証</b>」の写（同居家族全員分）</li> <li>③「<b>預金通帳</b>」の写            （表紙と最近12ヶ月分の入出金額が確認できるページ）            ※①「<b>経済生活状況申告書</b>」の収入、支出に係る記載事項と通帳の入出金記録を照合します。            口座が複数ある場合は、その全てについて写しが必要となります。            （母国の口座を含む）            ※対象期間のうち、通帳に「合算」と印字された取引内容は、金融機関に合算分の明細を証明する書類の発行を依頼してください。</li> <li>④「<b>奨学金決定通知書</b>」の写（奨学金の受給が決定している人のみ）</li> </ul> <p>令和6年度後期分授業料免除等申請予定者は、上の①～④について提出を省略することができます。ただし、申請をしないこととなった場合は、省略した必要書類を速やかに提出してください。            なお、必要書類は日本在住の同居家族について提出してください。</p>